

物品購入契約書（単価）（案）

- |   |        |                             |
|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 件名     | 文具・事務用品等購入単価契約              |
| 2 | 品名及び規格 | 別表1（品目表）のとおり                |
| 3 | 契約期間   | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで       |
| 4 | 納入場所   | 別表2（納入場所一覧表）のとおり            |
| 5 | 契約単価   | 別表1（品目表）のとおり                |
| 6 | 概算予定金額 | 年額 円<br>（うち消費税及び地方消費税相当額 円） |
| 7 | 契約保証金  | 免除                          |

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品購入単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 広島市中区上八丁堀6番30号  
発注者 中国運輸局  
官職氏名 支出負担行為担当官 中国運輸局長 金子 修久 印

住 所  
受注者  
氏 名 印

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、入札説明書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品購入の単価契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）を納入期限内に納入し、検査合格後、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 予定数量は契約期間中の見込み数量であり、落札者は増減が生じても異議を申し立てないこと。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(発注方法)

第4条 発注者は、この契約に基づき発注する場合は、別に定める発注書(以下「発注書」という。)により行うものとする。

(納入期限)

第5条 受注者は、発注者が特別に納入期限を指定する場合を除き、発注書を受理した日から30日以内に物品を、納入しなければならない。

(納入方法)

第6条 受注者は、物品を納入するときは、納品書を添えて納入するものとする。

(仕様書等又は物品購入に関する指示の変更)

第7条 発注者は、必要があると認められるときは、仕様書等又は物品購入に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物品購入に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価若しくは納入期限を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品の納入の中止)

第8条 発注者は、必要があると認められるときは、物品の納入の中止内容を受注者に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約単価若しくは納入期限を変更し、又は受注者が物品の納入の続行に備え物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により、納入期限内に、物品の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(契約期間又は納入期限の変更方法)

第10条 契約期間又は納入期限（以下「契約期間等」という。）の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約期間等の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、発注者が納入期限の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約単価の変更方法等)

第11条 契約単価の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた

場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(一般的損害)

第12条 物品の引き渡し前に物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害(次条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第13条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価等の変更)

第14条 発注者又は受注者は、契約期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者との協議の上、契約単価又は仕様書の内容を変更することができる。この場合における協議については、第7条、第11条の規定を準用する。

(納入及び検査)

第15条 発注者は、受注者から第5条に基づく物品の納入があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、合格したときは、受注者はただちに当該物品を発注者に引き渡さなければならない。

2 物品の納入及び検査に要する一切の費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

3 第1項の検査に合格しないものがあるときは、受注者は発注者の指定する日時までに取替等の適切な措置を講ずるものとし、この場合においては前2項の規定を準用する。

(契約代金の請求及び支払い)

第16条 受注者は、前条第1項の検査に合格し、引き渡しを完了した物品の内、当該月分の契約代金を取りまとめ請求することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第1項に基づく検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第17条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約代金の不払いに対する契約の中止)

第18条 受注者は、発注者が第16条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、この契約を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、ただちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が契約を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、発注者の指示により

生じたものである場合（ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除く）を除き、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 発注者が、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内（数量の不足については5年以内）に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が第16条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、物品の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第20条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、当該発注品名の数量に契約単価を乗じて得た金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第16条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領の契約代金につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第20条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反した

ことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第21条 発注者は、受注者が納入期限内に本契約を履行しない場合、一定の期間を定めて催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約に照らして軽微であると認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき事由により、納入期限内に物品の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

二 受注者が本契約の全部の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

三 受注者について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思表示した場合において、履行した一部のみでは契約の目的が達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 受注者が債務の履行をせず、催告しても契約目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

七 第23条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

八 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### （協議解除）

第22条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （受注者の解除権）

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### （解除の効果）

第24条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に物品の納入を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引き渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引き渡し

を受けた既履行部分に相応する契約代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（賠償金等の徴収）

第25条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約外の事項）

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

別表1

番号	品目	品名	規格	品番	入り数	単位	調達 予定 数量
1	CD-R	CD-R	700MB ケース有	三菱化学メディア SR80PP10	10 枚入	パック	4
2		CD-R	700MB スピントール	三菱化学メディア SR80PP50	50 枚入	パック	1
3		DVD-R	4.7GB 録画用(CPRM対応)	三菱化学メディア VHR12JPP10	10 枚入	パック	7
4	CDR-W	CDR-W	700MB	三菱ケミカルメディアSW80QU10V1	10 枚入	パック	2
5	CD/DVDケース	CD/DVDケース	5mm厚	ジョインテックス A401J	20 枚入	パック	1
6	OAクリーナー	OAウエットティッシュ	150枚入	サンワサプライ CD-WT4KL	150 枚入	個	19
7		OAウエットティッシュ 詰め替え用	70枚入	サンワサプライ CD-WT4KP	70 枚入	袋	35
8	色鉛筆	色鉛筆	朱	トンボ鉛筆 CV-REAV	12 本入	箱	18
9	インクジェットプリンタ用紙	インクジェットプリンタ用紙	A1判ロール紙 普通紙 45m	アジア原紙 IJPR-6145N	2 本入	箱	2
10		インクジェットプリンタ用紙	MC厚手マット紙ロール	EPSON MCSP24R4		箱	1
11	インデックスラベル	インデックスラベル	青 小 176片	コクヨ タ-E20NB		袋	65
12		インデックスラベル	赤 小 176片	コクヨ タ-E20NR		袋	59
13		インデックスラベル	青 中 120片	コクヨ タ-E21NB		袋	32
14		インデックスラベル	赤 中 120片	コクヨ タ-E21NR		袋	20
15		インデックスラベル	青 大 90片	コクヨ タ-E22NB		袋	19
16		インデックスラベル	赤 大 90片	コクヨ タ-E22NR		袋	16
17	エアダスター	エアダスター	350ml	サンワサプライ CD-31ECO		本	47
18	鉛筆	鉛筆	B	トンボ鉛筆 LA-KSB	12 本入	箱	11
19		鉛筆	HB	トンボ鉛筆 LA-KSHB	12 本入	箱	4
20	回転日付印	回転日付印	欧文日付3号	サンビー TKA-D03		個	2
21		回転日付印	欧文日付4号	サンビー TKA-D04		個	1
22	ガチャック	ガチャック	中	オート GS-500		個	1
23		ガチャック	小	オート GM-400		個	2
24	ガチャ玉	ガチャ玉	大	オート GGL-6	25 個入	箱	1
25		ガチャ玉	中	オート GGS-5	30 個入	箱	3
26		ガチャ玉	小	オート GGM-4	25 個入	箱	2
27	カッターナイフ	カッターナイフ	小刃	オルファ 188BSB		本	18
28		カッターナイフ	大刃	プラス CU-005		本	9
29		カッターナイフ替刃	小刃	オルファ SB10KS	10 枚入	パック	7
30		カッターナイフ替刃	大刃	プラス CU-204	10 枚入	パック	1
31	画鋏	画鋏	ブッシュピン 針足10mm程度	ジョインテックス B185J	15 個入	箱	1
32	紙めくりクリーム	紙めくりクリーム	11g	プラス KM-501AS		個	2
33	感熱ロール紙	感熱ロール紙	MSホイスロール用	明光商会 RS-100L	30 巻入	箱	1
34	乾電池	乾電池	単一	ジョインテックス N121J-2P	2 本入	パック	9
35		乾電池	単二	ジョインテックス N122J-2P	2 本入	パック	14
36		乾電池	単三	ジョインテックス N123J-4P	4 本入	パック	86
37		乾電池	単四	ジョインテックス N124J-4P	4 本入	パック	63
38		乾電池	単五	Panasonic LR1XJ/2S	2 本入	パック	4
39	切手剥液	印紙・切手はがし	40ml	コクヨ TW-220		本	15
40	クラフトテープ	クラフトテープ	50mm×50m	ジョインテックス B763J		巻	33
41	クリアブック	クリアブック	A4-S 20ポケット	リトラブ G3201 青		冊	9
42	クリアホルダー	クリアホルダー	A4	ジョインテックス D510J	10 枚入	パック	48
43	ラミネートフィルム	ラミネートフィルム	A4	100ミクロン	100 枚入	箱	3
44		ラミネートフィルム	A3	100ミクロン	100 枚入	箱	1
45		ラミネートフィルム	A3	100ミクロン	20 枚入	箱	1
46	蛍光ペン	蛍光ペン	青	コクヨ PM-L102B		本	63
47		蛍光ペン	ピンク	コクヨ PM-L102P		本	80
48		蛍光ペン	黄	コクヨ PM-L102Y		本	105
49	消しゴム	消しゴム	Sサイズ	プラス ER-060AI		個	84
50	個別フォルダー	個別フォルダー	A4-E	プラス FL-061IF イエロー	10 枚入	パック	9
51	軍手			ミタコーホレーション 202739	12 双入	セット	29

番号	品目	品名	規格	品番	入り数	単位	調達 予定 数量
52	ゴミ袋	ゴミ袋	70l	ジョイントックス N044J-70	100 枚入	パック	7
53		ゴミ袋	90l	ジョイントックス N044J-90	100 枚入	パック	2
54		ゴミ袋	45l	ジョイントックス N044J-45	100 枚入	パック	8
55	梱包機用紙バンド	梱包機用紙バンド	9mm×1800m 紙管径200mm	志田紙工 ストラパック	2 巻入	個	1
56		梱包機用紙バンド	12mm×1500m 紙管径200mm	志田紙工 ストラパック	2 巻入	個	1
57	サインペン	サインペン	黒	ぺんてる S520-AD		本	27
58		サインペン	赤	ぺんてる S520-BD		本	37
59	雑衛生用品	食器用洗剤	170ml	P&G 除菌ジョイ		本	8
60		食器用洗剤詰替	670ml	P&G 除菌ジョイ 詰替用		本	14
61		食器用洗剤詰替	4500ml	花王 ファミリーフレッシュ業務用		本	1
62		水切り袋	三角コーナー用	スマートバリュー N120J-S	35 枚入	パック	5
63		掃除機用紙パック	共通タイプ	ジョイントックス N025J	5 枚入	パック	1
64		固形石鹼		花王 花王ホワイト	6 個入	箱	1
65		トイレットペーパー	シングル 60m	ジョイントックス N010J-S-8P	96 ロール入	箱	41
66		スポンジ		住友スリーエム(スコッチ・ブライト) SS-72K2PM	2 個入	パック	13
67		石鹼液	500g	サラヤ シャボネット石鹼液ユム		本	22
68		板目表紙	板目表紙 A4	29kg 330g/㎡		100 枚入	締
69	板目表紙	板目表紙 A3	29kg 330g/㎡		100 枚入	締	9
70	上質紙	上質紙	A4 135kg	OKプリンス上質紙 A4	500 枚入	締	5
71	式辞用紙	式辞用紙(インクジェットプリンタ対応)		マルアイ GP-シン10		パック	80
72		式辞用紙(レーザープリンタ対応)	株式会社ゴークラ A4		5 枚入り	冊	2
73	シャープペンシル	シャープペンシル	芯径0.5	ゼブラ MN5-BK		本	76
74	シャープ替芯	シャープ替芯	2B 0.5mm	三菱鉛筆 ULS05402B	40 本入	個	11
75		シャープ替芯	B 0.5mm	三菱鉛筆 ULS0540B	40 本入	個	14
76		シャープ替芯	HB 0.5mm	三菱鉛筆 ULS0540HB	40 本入	個	24
77	修正テープ	修正テープ	5mm幅	住友スリーエム SCPD-5NN		個	15
78		修正テープ	6mm幅	住友スリーエム SCPD-6NN		個	8
79	修正テープ(カートリッジ)	修正テープ(カートリッジ)	5mm幅	住友スリーエム SCPR-5NN		個	5
80		修正テープ(カートリッジ)	6mm幅	住友スリーエム SCPR-6NN		個	2
81	修正液	修正液	ホール径1.0	ぺんてる XEZL21-W		本	1
82	朱肉	朱肉	盤面55mm程度	シャチハタ MG-50EC		個	15
83		朱肉	盤面63mm程度	シャチハタ MG-60EC		個	4
84	朱肉補充液	朱肉補充液	20ml	シャチハタ OG-20		本	6
85	シュレッダー用ホリ袋	シュレッダー用ホリ袋	1000×860×0.04	マンモス SP-860	100 枚入	箱	3
86		シュレッダー用ホリ袋	1000×1000×0.04	マンモス SP-1000	100 枚入	箱	2
87	瞬間接着剤	瞬間接着剤	3g	セメダイン CA-263		本	15
88	定規	定規	30cm	スマートバリュー 再生PET直定規		本	3
89	スタンプ台	スタンプ台	黒 中	シャチハタ HGN-2 黒		個	9
90		スタンプ台	赤 中	シャチハタ HGN-2 赤		個	6
91		スタンプ台	黒 大	シャチハタ HGN-3 黒		個	5
92		スタンプ台	赤 大	シャチハタ HGN-3 赤		個	9
93	スタンプ台用補充液	スタンプ台用補充液	黒 40ml	シャチハタ SGN-40-K 黒		本	2
94		スタンプ台用補充液	赤 40ml	シャチハタ SGN-40-R 赤		本	1
95	スタンプ用補充インキ	スタンプ用補充インキ	油性顔料系 10ml 黒	サンビー QI-20 黒		本	7
96		スタンプ用補充インキ	油性顔料系 20ml 赤	シャチハタ XLR-20N 赤		本	5
97		スタンプ用補充インキ	油性顔料系 60ml 黒	シャチハタ XLR-60N 黒		本	6
98		スタンプ用補充インキ	油性染料系 20ml 黒	シャチハタ XR-2N 黒		本	1
99		スタンプ用補充インキ	油性染料系 20ml 赤	シャチハタ XR-2N 赤		本	2
100	セロハンテープ	セロハンテープ	15mm×35m	住友スリーエム BK-15N	10 巻入	パック	15
101	タックラベル	タックラベル	A4 12面	ジョイントックス A225J	100 枚入	冊	18
102	綴紐	綴紐	45cm セル先	コクヨ ツーE100	100 本入	束	1
103		綴紐	60cm セル先	クラウン CR-HM15-B	100 本入	束	1
104	ゼムクリップ	ゼムクリップ	29mm	コクヨ EM-GC1-1000	1000 個入	箱	24
105	ダブルクリップ	ダブルクリップ	幅15mm	クラウン CR-WC4-B	10 個入	箱	19

番号	品目	品名	規格	品番	入り数	単位	調達 予定 数量
106	テープ糊	テープ糊	8.4mm×14m	コクヨ ターDM400-08N		個	46
107		テープ糊(補充用)	8.4mm×14m	コクヨ ターD400-08N		個	96
108	テプラカートリッジ	テプラカートリッジ	白地に黒文字 幅12mm	キングジム SS12K		個	35
109		テプラカートリッジ	白地に黒文字 幅18mm	キングジム SS18K		個	6
110		テプラカートリッジ	白地に黒文字 幅24mm	キングジム SS24K		個	4
111	手提袋	ブライtbバック 紫紺	縦450mm×横330mm×幅100mm	シモジマ 6138023		枚	3
112	荷造りひも	荷造りひも	レコード巻 50mm×500m	ジョイントックス B173J		巻	1
113		荷造りひも	玉巻 300m	ジョイントックス B174J		巻	2
114		紙ひも	茶 3mm×70m	マルアイ カヒ-7		巻	1
115	布テープ	布テープ	50mm×25m	ニチバン 150-50		巻	22
116	ノートブック	ノートブック	A4-S 35行	スマートパリュウ P067J		冊	64
117	糊	糊	固形タイプ 40g	ヤマト YS-35		本	100
118		糊	固形タイプ 22g	ヤマト YS-22		本	50
119		糊	液状タイプ 50ml	ヤマト E-NA-150		本	7
120	ハンチラベル	ハンチラベル	288片	ニチバン ML-250RC		バック	18
121	ファイル類	ガバットファイル	A4-S 背幅 10cm	コクヨ フ-V90M		冊	427
122		パイプ式ファイル	A4-S 3cm	コクヨ K2フ-ETB630B		冊	1
123		パイプ式ファイル	A4-S 5cm	コクヨ K2フ-ETB650B		冊	1
124		パイプ式ファイル	A4-S 8cm	コクヨ K2フ-ETB680B		冊	1
125		パイプ式ファイル	A4-S 10cm	コクヨ VGフ-RT6100B		冊	1
126		紐型背伸びファイル	カート紙 綴り紐タイプ タテ型	コクヨ フ-MB90M		冊	10
127		フラットファイル	A4-S ブルー	コクヨ EM-FUEV10B	10 冊入	バック	51
128		フラットファイル	A4-S グリーン	コクヨ EM-FUEV10G	10 冊入	バック	49
129		フラットファイル	A4-S ピンク	コクヨ EM-FUEV10P	10 冊入	バック	37
130		フラットファイル	A4-S イエロー	コクヨ EM-FUEV10Y	10 冊入	バック	33
131		フラットファイル(ヨコ型)	A4-E ブルー	コクヨ EM-FUEV15B×10	10 冊入	バック	8
132		フラットファイル(厚とじ)	A4-S ブルー	コクヨ フ-W10NB	10 冊入	バック	15
133		フラットファイル(厚とじ)	A4-S グリーン	コクヨ フ-W10NG	10 冊入	バック	15
134		フラットファイル(厚とじ)	A4-S ピンク	コクヨ フ-W10NP	10 冊入	バック	11
135		フラットファイル(厚とじ)	A4-S イエロー	コクヨ フ-W10NY	10 冊入	バック	19
136	ボックスファイル	ボックスファイル	A4E	コクヨ フ-E450G		冊	22
137		ボックスファイル	A4-S	プラス FL-052BF グリーン		冊	22
138	保存袋	保存袋	角2(A4用)	ジョイントックス P603J-K2-50	50 枚入	箱	6
139	付箋紙	付箋紙	75×50	3M 6561-Y 黄	10 パッド入	箱	22
140		付箋紙	75×25(混色)	3M 5001-K 混色	20 パッド入	箱	48
141		付箋紙	75×12.5(混色)	住友スリーエム 5601-K	20 パッド入	箱	15
142		付箋紙	75×75	3M 6541-Y 黄	10 パッド入	箱	26
143		付箋紙	50×15(混色)	住友スリーエム 7001-K	25 パッド入	箱	47
144	ブックエンド	ブックエンド		ジョイントックス B169J-LL-BK	2 個入	組	19
145	ホッチキス	ホッチキス	綴じ枚数20枚程度	プラス ST-010VN ネイビー		個	24
146	ホッチキス針	ホッチキス針	10号	ジョイントックス B007J	1000 本入	個	334
147		ホッチキス針	EH-20用	マックス No.20FE	2000 本入	個	65
148		ホッチキス針	EH-50FR・EH-40FW用	マックス No.50FE	5000 本入	個	10
149		ホッチキス針	EH-70F用	マックス No.70FE	5000 本入	個	21
150	ボールペン類	油性ボールペン	キャップ付 黒 0.7mm	ゼブラ BNR2-BK		本	196
151		油性ボールペン	キャップ付 赤 0.7mm	ゼブラ BNR2-R		本	74
152		水性ボールペン	ノック式 黒 0.7mm	ゼブラ JJB15-BK		本	52
153		水性ボールペン	ノック式 赤 0.7mm	ゼブラ JJB15-R		本	55
154		水性ボールペン	ノック式 青 0.7mm	ゼブラ JJB15-BL		本	25
155		2色ボールペン	ノック式 黒・赤2色	ゼブラ B2A3-BK		本	75
156	ホワイトボードマーカー	ホワイトボードマーカー	黒	コクヨ PM-B502ND		本	23
157		ホワイトボードマーカー	青	コクヨ PM-B502NB		本	15
158		ホワイトボードマーカー	赤	コクヨ PM-B502NR		本	15
159	マウスパッド	マウスパッド		エレコム MP-065ECOBUBU		枚	21
160	マグネットクリップ	マグネットクリップ	口幅45mm程度	コクヨ クリ-63NB		個	28

番号	品目	品名	規格	品番	入り数	単位	調達 予定 数量
161		マグネットクリップ	口幅30mm程度	コクヨ クリ-65NB		個	19
162	マジックインキ	マジックインキ	油性インク 赤 線幅1.5mm程度	ぺんてる N50-BD		本	12
163		マジックインキ	油性インク 黒 線幅1.5mm程度	ぺんてる N50-AD		本	25
164		マジックインキ	油性インク 黒 線幅0.9mm程度	ぺんてる ENMS50-A		本	13
165	丸筒	丸筒	45cm	銀鳥産業 M5-M45	12 本入	箱	2
166		丸筒	36cm	クラウン CR-MT36	12 本入	箱	52
167	指サック	指サック	リング型 S	コクヨ メク-520TB	20 個入	箱	5
168		指サック	リング型 M	コクヨ メク-521TB	20 個入	箱	46
169		指サック	リング型 L	コクヨ メク-522TB	20 個入	箱	50
170		指サック	リング型 LL	プラス KM-404	20 個入	箱	8
171	用箋ばさみ	用箋ばさみ	A4-S	クラウン CR-YSA4SN-GR		枚	28
172	輪ゴム	輪ゴム	切巾4.5mm 内径101.5mm 100g	クラウン CR-BD415-AM		箱	6
173		輪ゴム	切巾1.1mm 内径44.5mm 100g	ジョイントテックス B106J		箱	8

## 別表2

### 納入場所一覧表

支局・庁舎名	略称	郵便番号	住所
中国運輸局 総務部	本局 総務部(総務)	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀6-30
中国運輸局 交通政策部	本局 交通政策部(交政)		
中国運輸局 観光部	本局 観光部(観光)		
中国運輸局 鉄道部	本局 鉄道部(鉄道)		
中国運輸局 自動車交通部	本局 自動車交通部(自交)		
中国運輸局 自動車技術安全部	本局 自動車技術安全部(技安)		
中国運輸局 海事振興部	本局 海事振興部(海振)		
中国運輸局 海上安全環境部	本局 海上安全環境部(海安)		
広島運輸支局	広島	733-0036	広島県広島市西区観音新町4-13-13-2
広島運輸支局福山自動車検査登録事務	福山	729-0115	広島県福山市南今津町44
尾道海事事務所	尾道	722-0002	広島県尾道市古浜町27-13
因島海事事務所	因島	722-2323	広島県尾道市因島土生町1899-35
呉海事事務所	呉	737-0029	広島県呉市宝町9-25
鳥取運輸支局	鳥取	680-0006	鳥取県鳥取市丸山町224
鳥取運輸支局 境庁舎	境	684-0034	鳥取県境港市昭和町9-1
島根運輸支局	島根	690-0024	島根県松江市馬潟町43-3
岡山運輸支局	岡山	701-1133	岡山県岡山市北区富吉5301-5
岡山運輸支局 玉野庁舎	玉野	706-0011	岡山県玉野市宇野1-8-2
水島海事事務所	水島	712-8056	岡山県倉敷市水島福崎町2-15
山口運輸支局	山口	753-0812	山口県山口市宝町1-8
山口運輸支局 徳山庁舎	徳山	745-0045	山口県周南市徳山港町6-35